

証券コード：2221



第70回  
定時株主総会

# 招 集 ご 通 知

## 開催日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時  
受付開始：午前9時

## 開催場所

新潟県長岡市飯塚2958番地  
岩塚製菓株式会社 本社  
3階 コンベンションホール  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

## 議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

**岩塚製菓株式会社**

## 目次

ごあいさつ .....	2
招集ご通知	
第70回定時株主総会招集ご通知 .....	3
議決権行使についてのご案内 .....	5
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件 .....	7
第2号議案 定款一部変更の件 .....	8
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件 .....	9
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 .....	13
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 .....	17
事業報告 .....	18
連結計算書類 .....	51
計算書類 .....	54
監査報告 .....	57

## ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。ここに第70回定時株主総会の招集ご通知をお届けし、6月29日の開催に向けご案内申し上げますとともに、昨年度の岩塚製菓グループの事業の概況についてご報告申し上げます。

当社グループは、昨年度より中期経営計画「新しい岩塚価値の創造～Create New Iwatsuka Value～」(第70期～第72期)に基づき、当社グループと関係する皆様との信頼関係をこれまで以上に強固に築き上げるとともに、企業価値を高めるべく、経営課題に真摯に取り組んでまいりました。

昨年度はまさに激動の一年でありましたが、お陰様で最新鋭工場の本格稼働により、新しい岩塚価値商品を数多く発売することができました。なかでもイタリア料理とコラボした「RISOUNO!」は新たな価値を実現したBEIKAの自信作であり、多くの皆様からご賞味いただきたいと存じます。

今年度も岩塚価値を高めるべく経営課題に取り組み、皆様のご期待にお応えするよう努めてまいりますので、引き続き多大なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月



代表取締役社長  
榎 春夫

株主各位

証券コード 2221  
2023年6月9日

新潟県長岡市飯塚2958番地

**岩塚製菓株式会社**

代表取締役社長 榎 春夫

## 第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、本ご通知書と同じ内容でインターネット上の当社ウェブサイトにおいても掲載しております。必要に応じ以下のウェブサイトへアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 当社ウェブサイト

<https://www.iwatsukaseika.co.jp/about/ir/company-meeting>



（「第70回定時株主総会（2023年3月期）」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

### 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」欄に「岩塚製菓」又は「コード」欄に当社証券コード「2221」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご送付くださるか、またはインターネットにより議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）において議案に対する賛否を入力されるか、いずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1</b> 日 時	2023年6月29日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
<b>2</b> 場 所	新潟県長岡市飯塚2958番地 岩塚製菓株式会社 本社3階 コンベンションホール (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
<b>3</b> 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <p>1. 第70期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第70期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p>
<b>4</b> 招集にあたっての決定事項	<p>(1) 当社では、定款第18条の規定に基づき、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。</p> <p>(2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面もしくは電磁的方法により当社にご通知ください。</p>

以 上

- 会社法改正により、電子提供措置事項について上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいてご確認いただくことができますが、本株主総会においては、全ての株主様に書面をお送りすることといたしております。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項に関しましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  - ①連結計算書類の連結注記表
  - ②計算書類の個別注記表
 従いまして、当該書面に記載している連結計算書類、計算書類は、会計監査人および監査等委員会が監査した対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

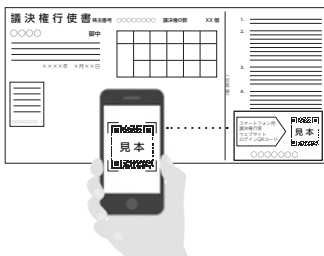


# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

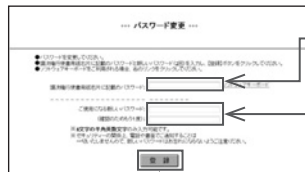
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第70期の期末配当およびその他の剰余金を処分いたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき5円増配することとし、金37円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は208,181,092円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月30日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金項目とその金額  
繰越利益剰余金            3,700,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額  
別途積立金                3,700,000,000円



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

経営および業務執行機能の強化に向けて、「最高経営責任者（CEO）」、「最高執行責任者（COO）」および「最高財務責任者（CFO）」を選定することができる旨を定款第22条（代表取締役及び役付取締役）に追加するものであります。これに伴い、第14条（招集権者及び議長）、第23条（取締役会の招集権者及び議長）において一部変更を加えるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（招集権者及び議長）</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>（招集権者及び議長）</p> <p>第14条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項に基づいて定めた取締役に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>取締役会の決議によって、最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）各1名を選定することができる。</u></p>
<p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、<u>取締役会長</u>が、<u>取締役会長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項に基づいて定めた取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

**第3号議案****取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く、以下本議案において同じ）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	
1	まき 榎 春夫	代表取締役社長	再任
2	まき 榎 大介	専務取締役 経営管理本部長	再任
3	ほしの 星野 忠彦	常務取締役 製造本部長	再任
4	あべ 阿部 雅栄	常務取締役 マーケティング本部長	再任
5	こばやし 小林 晴仁	取締役 購買部長	再任

**再任** 再任取締役候補者

候補者番号

1

まき はる お  
**榎 春夫** (1951年5月26日生)

所有する当社の株式数…………… 91,480株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

## [略歴、当社における地位および担当]

1976年12月 当社入社  
 1983年12月 当社取締役営業本部長  
 1986年12月 当社常務取締役  
 1992年 3月 当社専務取締役  
 1998年 6月 当社代表取締役社長 (現任)

## [重要な兼職の状況]

旺旺・ジャパン株式会社取締役  
 Want Want China Holdings Limited非執行董事  
 株式会社エム・アイ・ピー社外監査役

## 取締役候補者とした理由

榎春夫氏は、当社代表取締役として強いリーダーシップを指揮し、中長期的な企業価値の向上に努めてまいりました。豊富な業務経験と実績および事業経営に関する十分な知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

まき だい す け  
**榎 大介** (1979年8月14日生)

所有する当社の株式数…………… 10,000株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

## [略歴、当社における地位および担当]

2006年 5月 当社入社  
 2013年 6月 当社取締役経営企画室長  
 2015年 2月 当社取締役経営企画本部長  
 2016年 4月 当社常務取締役製造本部長  
 2021年 1月 当社常務取締役経営管理本部長  
 2021年 7月 当社専務取締役経営管理本部長 (現任)

## [重要な兼職の状況]

旺旺・ジャパン株式会社取締役

## 取締役候補者とした理由

榎大介氏は、当社グループ会社の旺旺・ジャパン取締役として培った国際感覚を有しております。また、製造部門の責任者として品質の向上や生産性の向上に寄与してまいりました。現在は専務取締役経営管理本部長として、経営管理部、人事部、情報システム部を担当し、経営基盤の強化を図るなど、取締役の職務を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

ほし の た だ ひ こ  
星野 忠彦

(1960年12月29日生)

所有する当社の株式数…………… 6,100株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1984年 4月	当社入社	2010年 9月	当社営業本部長
2002年 2月	当社マーケティング部長	2011年 6月	当社取締役営業本部長
2005年10月	当社生産管理部長	2016年 4月	当社常務取締役営業本部長
2006年10月	当社マーケティング部長	2021年 1月	当社常務取締役製造本部長 (現任)
2007年 1月	当社R&D・M部長		
2008年10月	当社北海道事業部長		

[重要な兼職の状況]

旺旺・ジャパン株式会社監査役

取締役候補者とした理由

星野忠彦氏は、営業部門の現場責任者やマーケティング部長を歴任し、担当業務の経験を積み関連業界に人脈を築いてまいりました。現在は常務取締役製造本部長として幅広い見地に基づき、製造ラインの効率化や品質向上の取り組みを推進しており、取締役の職務を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

あ べ ま さ え い  
阿部 雅栄

(1959年3月6日生)

所有する当社の株式数…………… 5,100株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1981年 3月	当社入社	2009年 6月	里山元気ファーム株式会社代表取締役社長
2002年 2月	当社関東営業部長	2012年 6月	株式会社瑞花代表取締役社長
2005年10月	当社マーケティング部長	2016年 4月	当社管理本部長
2006年 5月	当社営業本部長	2016年 6月	当社取締役管理本部長
2006年 6月	当社取締役営業本部長	2018年 4月	当社常務取締役経営管理本部長
2008年10月	当社取締役新規事業開発室長	2021年 1月	当社常務取締役マーケティング本部長 (現任)

[重要な兼職の状況]

旺旺・ジャパン株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

阿部雅栄氏は、営業部門の責任者および当社子会社の代表取締役を歴任し、豊富な経験と実績を有しております。現在は常務取締役マーケティング本部長として、営業戦略、商品開発の取り組みを推進しており、取締役の職務を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

こばやし はるひと  
小林 晴仁 (1961年2月6日生)

所有する当社の株式数…………… 800株  
取締役会出席状況…………… 13/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1990年 4月	当社入社	2012年 7月	当社生産管理部長
2000年12月	当社購買部長	2013年 2月	当社購買部長
2002年 2月	当社製造管理部長	2014年 2月	当社製造副本部長
2005年 1月	当社内部監査室長	2014年 6月	当社執行役員製造副本部長
2006年 3月	当社営業管理部長	2015年 4月	当社執行役員購買部長
2009年 1月	当社購買部長	2015年 6月	当社取締役購買部長 (現任)

取締役候補者とした理由

小林晴仁氏は、主に購買部門の責任者として原材料の安定調達に尽力してまいりました。現在は取締役購買部長として、原料調達に関する情報と幅広い知見を有し、安全・安心で良質な原料調達に大きく貢献しており、取締役の職務を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 現任取締役である各候補者は、上記のほか、事業報告「2. (3) ①取締役の状況」に記載のとおり、当社100%子会社の取締役を兼務しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員および連結子会社・関連会社の取締役、監査役であり、保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約により、被保険者が職務執行に関して法的に負担すべき損害賠償金および訴訟費用等が填補され、被保険者の職務執行について当社が責任を負うこととなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、いわゆる悪意・重過失など不適正な職務執行と認められる場合には填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

**第4号議案****監査等委員である取締役3名選任の件**

監査等委員である取締役（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	
1	<small>いしかわ</small> <b>石川</b> <small>ゆたか</small> <b>豊</b>	社外取締役【常勤監査等委員】	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>
2	<small>ふかい</small> <b>深井</b> <small>かずお</small> <b>一男</b>	社外取締役【監査等委員】	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>
3	<small>たかはし</small> <b>高橋</b> <small>りゅうじ</small> <b>隆二</b>	—	<b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>

**新任** 新任取締役候補者 **再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

いし かわ ゆたか  
石川 豊 (1954年2月10日生)

所有する当社の株式数	800株
取締役会出席状況	14/14回
監査等委員会出席状況	14/14回

再任

社外

独立

## [略歴、当社における地位および担当]

1977年 4月	株式会社北越銀行 (現 株式会社第四北越銀行) 入行
2008年 6月	同行監査部長
2010年 4月	同行人事部長
2012年 6月	北越信用保証株式会社代表取締役社長
2015年 6月	当社社外取締役[常勤監査等委員] (現任)

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

石川豊氏は、金融機関における豊富な経験を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。当社の常勤監査等委員として、経営およびガバナンス体制の強化への貢献を期待し、引き続き監査等委員である取締役 (社外取締役) として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ふか い かず お  
深井 一男 (1952年 1月10日生)

所有する当社の株式数	一株
取締役会出席状況	14/14回
監査等委員会出席状況	14/14回

再任

社外

独立

## [略歴、当社における地位および担当]

1970年 4月	関東信越国税局採用
2009年 7月	同局新潟税務署特別国税調査官
2012年 8月	税理士登録
2015年 6月	当社社外取締役[監査等委員] (現任)

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

深井一男氏は、税理士としての豊かな専門知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社の経営およびガバナンス体制の強化への貢献を期待し、引き続き監査等委員である取締役 (社外取締役) として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

た か は し り ゅ う じ  
高橋 隆二 (1961年10月27日生)

所有する当社の株式数…………… 一株  
取締役会出席状況…………… 一回  
監査等委員会出席状況…………… 一回

新任

社外

独立

**[略歴、当社における地位および担当]**

1984年 4月 株式会社北越銀行（現 株式会社第四北越銀行） 入行  
2017年 6月 同行取締役融資部長  
2019年 6月 同行取締役本店営業部長  
2021年 1月 第四北越銀行常務執行役員長岡支店営業部長  
2021年 6月 北越リース株式会社代表取締役社長（現任）

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

高橋隆二氏は、金融機関における豊富な経験と専門的な知識を有しており、経営全般の監視と有効な助言およびガバナンス体制の強化への貢献を期待し、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものであります。

注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、石川豊氏および深井一男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、新任候補者の高橋隆二氏も選任が承認された場合には、当該契約を締結する予定であります。
3. 石川豊氏、深井一男氏および高橋隆二氏は、社外取締役（監査等委員）候補者であります。
4. 石川豊氏および深井一男氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。各氏の在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は石川豊氏および深井一男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き独立役員とする予定であります。また、新任の高橋隆二氏は、東京証券取引所の独立役員の要件を満たしているため、選任が承認された場合は、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員および連結子会社・関連会社の取締役、監査役であり、保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約により、被保険者が職務執行に関して法的に負担すべき損害賠償金および訴訟費用等が填補され、被保険者の職務執行について当社が責任を負うこととなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、いわゆる悪意・重過失など不適正な職務執行と認められる場合には填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 石川豊氏は、上記のほか、事業報告「2. (3) ①取締役の状況」に記載のとおり、当社100%子会社の監査役を兼務しております。



ご参考 取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

取締役候補者の専門性と経験は、次のとおりであります。

氏名	当社における現在の地位	取締役候補者が有する専門性							
		企業経営	生産・調達	マーケティング 営業・開発	財務・会計	人事・労務	法務 リスク管理	IT システム	グローバル
榎 春 夫	代表取締役 社長	○		○		○			○
榎 大 介	専務取締役	○	○		○	○	○	○	○
星野 忠彦	常務取締役	○	○	○					○
阿部 雅栄	常務取締役	○		○	○	○	○	○	○
小林 晴仁	取締役	○	○						○
石川 豊	社外取締役 常勤監査等委員	○			○	○	○		
深井 一男	社外取締役 監査等委員				○				
高橋 隆二	—	○			○				

※各候補者に特に期待する知識・経験・能力であり、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

## 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2022年6月27日開催の第69回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された細貝巖氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ほ そ か い い わ お  
**細 貝 巖** (1958年7月4日生)

所有する当社の株式数	……………	一株
取締役会出席状況	……………	一回
監査等委員会出席状況	……………	一回

## [略歴、当社における地位および担当]

1992年 4月 弁護士登録  
 尚和法律事務所（現ジョーンズ・デイ法律事務所）入所  
 1995年 4月 河轄法律事務所入所  
 1999年 3月 細貝法律事務所開設 現在に至る

## [重要な兼職の状況]

三幸倉庫株式会社代表取締役社長  
 アクシアル リテイリング株式会社社外取締役  
 大光銀行株式会社社外取締役  
 株式会社中越カントリー倶楽部取締役

## 補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

細貝巖氏は長年の弁護士として培われた法律知識および企業経営における経験による豊かな知見を有しており、当該知見を活かして特に内部統制、内部監査について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待するものであります。同氏が取締役（監査等委員）に就任された場合に、同氏の知見を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 細貝巖氏は、補欠の社外取締役（監査等委員）として選任するものであります。
3. 細貝巖氏が監査等委員の欠員により社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく監査等委員の責任限度額は、法令が規定する額となります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員および連結子会社・関連会社の取締役、監査役であり、保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約により、被保険者が職務執行に関して法的に負担すべき損害賠償金および訴訟費用等が填補され、被保険者の職務執行について当社が責任を負うこととなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、いわゆる悪意・重過失など不適正な職務執行と認められる場合には填補の対象としないこととしております。細貝巖氏が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

# 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、感染症の影響を受けつつも社会経済活動が感染症流行前に戻ってきており、消費の本格的な回復が視野に入っております。しかし、欧米の金融引締めによる景気減速見通しや中国の低成長予測など海外経済の後退が懸念されるなか、賃金の上昇が物価高騰に追い付かず消費者の慎重姿勢が緩和されないなど、景気動向は予断を許さず、特に中小企業においては依然厳しいものと見込まれております。

米菓業界におきましては、斯業大手の火災事故に伴い業界を挙げて増産対応し供給維持に努めた影響が残るなか、各社、年度後半以降は相次いで新商品を投入、通常の営業体制に戻しながら消費拡大を図っている模様であります。一方で、原材料や燃料費等の製造コストが高止まったままであり、価格転嫁が追い付かず採算面で厳しい事業環境が続いているため、自助努力では凌ぎきれないとして二次の価格改定を打ち出さざるを得ない状況となっております。

このような経営環境にあって、当社グループは、中期経営計画「新しい岩塚価値の創造」の初年度にあたり、「もっと美味しく・もっと楽しく・もっと笑顔に！」をスローガンに掲げ、引き続き「美味しさと品質」を追求していく方針にあります。大手企業の営業再開もあって価格訴求が収まらず一層競争が激化するなか、採算面を重視するとともに新しい岩塚価値商品をお届けするよう、最新鋭の「BEIKA Lab」での研究開発機能を最大限に活用していく考えであります。

開発部門におきましては、「BEIKA Lab」において、お客様に感動していただける新しい岩塚価値商品の開発を進め、際立った差別化を図りたいと考えております。創業精神に拘り本格感を高めた「米技心シリーズ」、人気日本料理店主の監修を得た「賛否両論3品」、開発に1年半をかけたイタリア料理店高名シェフとのコラボ商品のほか、学校や特産品生産地とのコラボ商品など、ワンランク上の新しい岩塚価値の新商品を次々と生み出しております。

製造部門では、原材料や燃料、電力費など外的要因によるコストアップが続き、工場増設に係る固定費負担が残るなか、製造原価の高止まりを余儀なくされております。このため、主力品の集中生産、在庫の活用、物流体制の整備など生産効率向上に努めるとともに、生地生産、包装工程などの機械化による省人や、揚げ釜や空調を更新し電力使用量を削減するなどの設備投資を前倒しで進めております。機械設備の納期が長期化しており早期の改善は難しい状況にありますが、かかるコスト削減のための自助努力は、フル操業状態が続いていることと相俟って、生産性向上に大いに資するものと期待しております。

営業部門では、年度前半は、代替需要に対し新商品や企画品等の年度計画を先送りして定番品主体に商品供給を最優先いたしました。その結果、主力商品（TOP6+2）においては、年度を通して明らかな伸長が見られました。年度後半には、控えてきた新商品を順次投入、75周年記念商品と位置づけた「米技心シリーズ」の発売、「賛否両論」の笠原店主監修商品の拡充のほか、イタリア料理店の落合シェフ監修のコラボ商品についてはお披露目会からの丁寧な販促活動を行い満を持して売場の多様化に挑戦しております。また、「お米となかよし」をキーワードに情報発信に努めブランドイメージを高めるとともに、課題であった認知度の向上に真剣に取り組む考えであります。なお、価格改定については、年度後半にご理解を得て実施させていただき収益の改善に一定の寄与ができましたが、今後は、諸般の状況を考慮しながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上、当連結会計年度における業績は、火災事故の代替需要と原材料・エネルギー価格の高騰の影響を大きく受け、販売面は改良したものの損益的には引き続き厳しい結果となりました。連結売上高は、夏場に一服感が見られたほかは総じて増収基調で推移、販売子会社における客足の戻りも感じられるなか、203億86百万円(前年同期間比13.0%増)となりました。損益面において、営業損益は外的要因による製造コストの上昇を増収効果により補いきれず2億13百万円の損失となり(前年同期間は営業損失3億26百万円)、経常利益においてはWANT WANT CHINA HOLDINGS LIMITED.の記念配当増による受取配当金の増加等から54億54百万円(前年同期間比286.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は39億70百万円(前年同期間比379.5%増)となりました。

#### <当社の事業の概要>

当社においては、グループ一丸となって持続的成長の実現に向けた基盤整備に努めてきており、中期経営計画の初年度にあたり、最新鋭工場の本格稼働により、新商品開発、もち商品のシェア拡大、グループ全体でのシナジー発揮など、経営課題の進展を図るべく、着実な取組みを行ってまいりました。引き続き品質重視の姿勢を堅持し岩塚価値を高めた新商品によりお客様のご要望に的確にお応えするとともにブランド認知の浸透を図り、主力商品（TOP6+2）の販売を拡大するなかでもち商品のシェアアップに努めたほか、生産体制の合理化を進めグループ全体の生産性を高める施策に注力してまいりました。

製造部門では、「BEIKA Lab」「新長岡工場」の最新鋭設備を最大限に活用し、グループ全体の生産性向上に集中して取り組んでまいりました。代表的なもち商品である「田舎のおかき」においては、「BEIKA Lab」でもち生地製造能力を増強したにもかかわらず、供給が間に合わなくなっており、焼上げ・包装工程の能力増強が急がれるとして、早急に既存工場のラインを増設する計画であります。また、「BEIKA Lab」では、研究開発機能を併せ持っており、ブランド価値を高める新しい岩塚価値商品の開発が着実に進められております。「新長岡工場」では、子会社向け商品を集中生産し効率を高める狙いのなか、季節による繁閑差の改善など更なる合理化、効率化を検討してまいりましたが、多品種少量生産がネックとなってやや足踏み状態にあり、抜本的な改革が課題となっております。なお、全工場でISO22000およびISO14001を認証取得しており、一部老朽化設備を更新しているほか、コスト急騰への対応も急がれ、製造原価低減のための合理化投資を前倒しで実施しております。

マーケティング部門では、引き続き「日本のお米100%」をアピールした売場提案等の差別化を進め、主力の定番商品に次の候補を加えた「TOP6+2」の販売強化を図りました。火災事故に伴う商品供給に迫られるなか、ワンランク上の本格商品、地域の美味しさとコラボした商品、地方の高校や大学と共同開発した商品などの新しい岩塚価値商品の開発を継続して行っております。なかでもイタリア料理との融合を図った意欲作「RISOUNO!」、山梨県桔梗屋の銘菓や老舗の宇治抹茶の味を再現した「きなこ餅」、北海道産の野菜を使用した「ふわっと」、千歳高校とコラボした「しゃけっと石狩鍋風味」の再発売など、多くの商品で好評を得ており、自信を深めております。これらは、マーケティング本部が営業と開発の両部門を併せ持ち市場変化やお客様ニーズに即応できる体制を整えてきていることのほか、関連部署として新たに広報部署であるソーシャルコミュニケーション室が設置されブランドイメージの刷新に努めている効果が大きいものと考えております。

当社では、SDGsへの取組みを意識したESG活動を経営課題の一つと位置づけており、包装資材を削減したスリムパック商品やチャック付きスタンドパック商品を増やしているほか、製造部門では食品残渣、プラスチック、CO<sub>2</sub>等の削減に継続して取り組んでおります。また、「自然栽培米プロジェクト」による農薬や肥料に頼らない米作りが定着・拡大しており、新潟県や地元JAと連携した新種のもち米「ゆきみらい」は安定した主原料となっております。また、北海道東川町とのパートナーシップ協定に基づく東川米の利用、五所川原農林高等学校とのコラボ商品の発売など、生産者との信頼関係を強め農業支援に貢献しております。

なお、これらの環境面におけるサステナブルな取組みについては、別途人事制度プロジェクトで行ってきた働き方改革等の人的資本への取組みと併せ、「サステナビリティ委員会」により統合的に実効を上げていく方針であります。

以上の結果、当社単体では、売上高192億66百万円、営業損失2億59百万円、経常利益53億74百万円、当期純利益39億12百万円となりました。

## 新しい岩塚価値商品の開発

新しい感動と驚きをお届けしたいと考え、BEIKA Labで開発した「楽しく美味しい」商品の開発や米菓の可能性を追求した新しい岩塚価値商品を発売しました。



## 新しいコーポレートメッセージ「お米となかよし」

「お米となかよし」は、岩塚製菓の新しいコーポレートメッセージです。

「お米となかよし 岩塚製菓」という唯一無二の立場を伝えることで、岩塚製菓の「想い」を可視化し、岩塚製菓の価値を知ってもらい、皆様から愛されるなくてはならない存在となることを目指し、岩塚ブランドの浸透を図ってまいります。





## 生産性の追求

生産性の向上を図るため、包装工程を主体に新たな設備投資を行い、自動化・省力化を進めており、製造原価低減に努めております。



最新の研米機導入



きなこ餅ラインの包装自動化



箱積ロボットの導入

## 主力商品TOP6 + 2のシェアアップ

定番を中心とした主力商品であるTOP6 + 2ブランドのシェアアップを図りました。この結果、出荷金額ベースで前期比110%以上と伸長いたしました。TOP6 + 2ブランドに集中した生産と販売を行うことで、生産性や品質の向上が図られ、収益強化につながっております。



※TOP6 + 2：黒豆せんべい、味しらべ、田舎のおかき、THEひとつまみ、大袖振豆もち、ふわっと  
きなこ餅、パンザイ山椒

## 地域の活性化のための取組み

地域や学校と連携した米菓を開発、地域の活性化や社会貢献に取り組んでおります。



北海道東川町とJAひがしかわとの協定に基づく「東川産ゆめぴりか」を使用した米菓



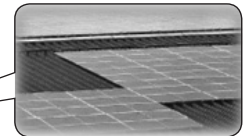
北海道千歳高校ビジネススタディクラブの生徒とコラボし再発売した「しゃけっと 石狩鍋風味」



五所川原農林高校の生徒が丹精込めた「五農米」を使用し発売から5年となる「五農味しらべ」

## SDGs経営のステップアップ

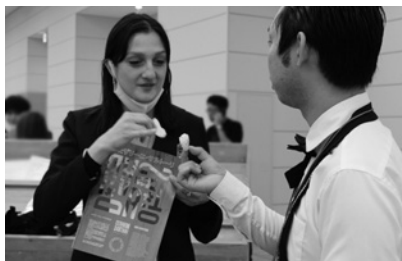
包装資材を削減したスリムパック商品やチャック付き商品を増やし、プラスチックの環境負荷低減を図っております。また、ダンボールサイズを見直し、ダンボール使用量の削減とトラックの排出するCO<sub>2</sub>の低減につなげております。また、工場の屋上に設置したソーラーパネルを順次増やし、電力消費の削減を図っております。今後も「サステナビリティ委員会」が中心となり、環境面の課題解決の実効性をあげられるような様々な取組みを行ってまいります。





## 岩塚ブランドの発信

新たな広報部署であるソーシャルコミュニケーション室が中心となって、様々なメディアやイベントなどを通じ岩塚ブランドを発信し、コーポレートブランドの向上に努めております。



新たな岩塚価値商品「RISOONO！」の宣伝活動



ソーシャルメディアによるブランド発信



地元の長岡駅構内のブランド広告

## Topics

### 『「RISOUNO!」を愉しむ会』を開催

「RISOUNO!」は、人気イタリア料理店「ラ・ベットラ・ダ・オチアイ」の落合務シェフから監修いただき1年半の歳月をかけて開発した自信作であり、丁寧な販促活動の一環として、一般発売と同時に発売記念イベント『「RISOUNO!」を愉しむ会』を開催しました。

当日は、落合シェフから開発担当社員とのトークショーで開発秘話を披露いただいたほか、イタリアの大使館やスパークリングワイン生産者団体、地元の酒造会社からも出席いただき、お酒に合うBEIKAとしてのお墨付きを頂戴しました。



## 「日本ネーミング大賞2022」の受賞

当社の「バンザイ山椒」が、日本ネーミング協会が主催する「日本ネーミング大賞2022」ルーキー部門の最優秀賞に選ばれました。暗くなりがちな世の中を明るく元気づけてくれると評価されたものであり、パッケージの緩さとも相まって受賞できたものと、社員一同喜び元気づけられております。



## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は16億40百万円でありました。その主なものは生産効率の向上を図るための生産設備であります。

## ③ 資金調達の状況

設備投資の資金調達につきましては、自己資金を充当いたしました。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

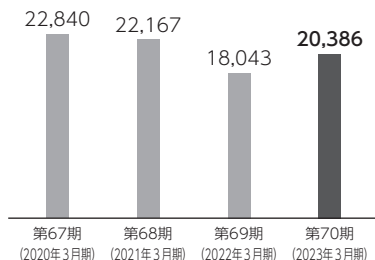
## ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

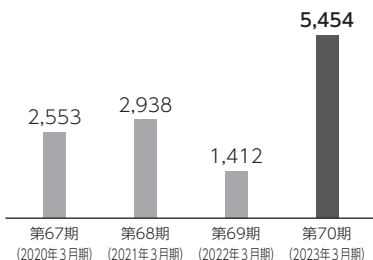
	第69期 (2022年3月期)	第70期 (2023年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	18,043	20,386	2,342増	13.0%増
営業損失	△326	△213	113増	—
経常利益	1,412	5,454	4,042増	286.2%増
親会社株主に帰属する当期純利益	828	3,970	3,142増	379.5%増

## (2) 財産及び損益の状況

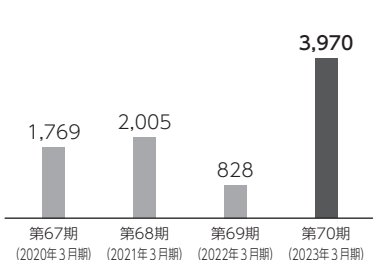
売上高 (単位：百万円)



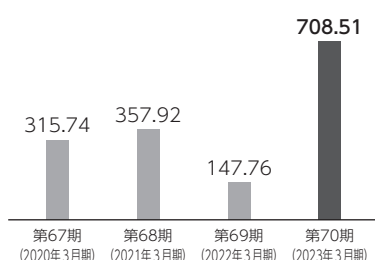
経常利益 (単位：百万円)



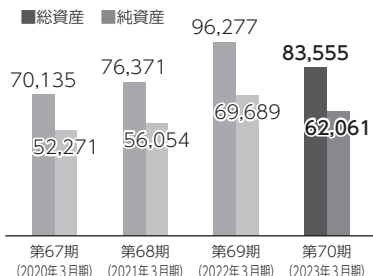
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



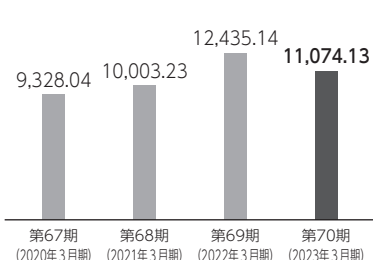
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第67期 (2020年3月期)	第68期 (2021年3月期)	第69期 (2022年3月期)	第70期 (当連結会計年度 (2023年3月期))
売上高	(千円)	22,840,120	22,167,631	18,043,966	20,386,268
経常利益	(千円)	2,553,414	2,938,723	1,412,455	5,454,852
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	1,769,293	2,005,694	828,072	3,970,659
1株当たり当期純利益	(円)	315.74	357.92	147.76	708.51
総資産	(千円)	70,135,996	76,371,842	96,277,446	83,555,499
純資産	(千円)	52,271,567	56,054,507	69,689,471	62,061,796
1株当たり純資産	(円)	9,328.04	10,003.23	12,435.14	11,074.13

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第69期の期首から適用しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
<子会社>			
株式会社瑞花	60,000	100	高級米菓販売
株式会社新潟味のれん本舗	100,000	100	米菓通信販売
里山元気ファーム株式会社	10,000	100	農産物・農産加工品販売
株式会社田辺菓子舗	3,000	100	かりんとうの製造販売
<関連会社>			
旺旺・ジャパン株式会社	100,000	40	食料品の輸入

(注) 100%子会社のIWATSUKA USA Inc.は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、新たな中期経営計画の2年目となる第71期経営計画において、「ドンドン造って、ガンガン売って、欠品ゼロ！」とストレートなスローガンを掲げ、基本方針を「中期経営計画『新しい岩塚価値の創造』ニュートレンド米菓（BEIKA）の提案」と定めて、次の経営課題に愚直に取り組んでまいります。

##### ・新たなサプライチェーンの構築（欠品ゼロ）

当社商品を安心かつ安定的に提供できるよう新たなサプライチェーンの構築を図り、災害リスクも加味した万全な供給体制を構築し、お客様のニーズを満たせるよう、欠品ゼロを大命題といたします。

##### ・万全なる品質保証体制と生産性の向上

当社商品を多くのお客様に安全に安心して召し上がっていただけるよう、トレースのデジタル化等のDXを進めるとともに、自動化設備の導入による生産性の向上を図り、万全な品質保証体制の構築を進めます。

##### ・顧客接点の拡大と新しい岩塚価値の提案

消費の多様化に伴いお客様の価値観、ライフスタイルが多岐に変化しております。昨年新設したソーシャルコミュニケーション室からの社内外への情報発信を強化するとともに、様々なニーズを的確にとらえた当社しかできない新しい岩塚価値商品の提案を行います。



銀座「ラ・ベットラ・ダ・オチアイ」  
落合務シェフ監修「RISOONO！」

- **TOP 6 + 2のシェア拡大**

当社の主力ブランドである「TOP 6 + 2」（岩塚の黒豆せんべい、味しらべ、田舎のおかき、THEひとつまみ、大袖振豆もち、ふわっと + バンザイ山椒、きなこ餅）のシェア拡大に努め生産性向上と収益力強化を図ります。



- **旺旺集団との協働**

2022年3月に旺旺集団ベトナム工場が稼働を開始しました。当社から技術指導員を派遣し技術支援を行うとともに、旺旺集団との連携を強化しアジアへの販路拡大を目指します。



- **社員一人ひとりの成長を促す人事制度の推進**

人的資本経営の推進に取り組み、エンゲージメントサーベイを実施し課題を可視化することで、中長期的な人材育成などの人事課題に取り組みとともに、経営に寄与する人事施策を進めます。

- **SDGs経営の推進**

ESGの取組み強化の一環としてSDGsに注力、新たに設置した「サステナビリティ委員会」を通じて、環境や人的資本の課題解決に向けた取組みを進めます。



## (5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、米菓の製造・販売を主要な事業としております。主要な製品名および子会社・関連会社の事業内容は以下のとおりです。

会社名	主要な製品・事業内容
岩塚製菓株式会社	岩塚の黒豆せんべい、田舎のおかき、味しらべ、THEひとつまみ、大袖振豆もち、ふわっと、バンザイ山椒、きなこ餅、バター餅、新潟ぬれせんべい、新潟ぬれおかき、鬼ひび、岩塚のおこさませんべい、がんばれ！野菜家族
子会社・関連会社	高級米菓の店舗販売、米菓の通信販売・法人向けの米菓販売、農産物・農産加工品の販売、かりんとうの製造販売、食料品の輸入等を行っております。

## (6) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

### ① 当社の主要な事業所

本社	新潟県長岡市
工場	飯塚工場（新潟県長岡市）、沢下条工場（新潟県長岡市）、長岡工場（新潟県長岡市）、BEIKA Lab（新潟県長岡市）、北海道工場（北海道千歳市）
支店	広域支店（東京都文京区）、北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、信越支店（新潟県新潟市）、東京東支店（埼玉県草加市）、東京西支店（東京都文京区）、中部支店（愛知県北名古屋市）、関西支店（大阪府大阪市）、中四国支店（広島県安芸郡）、九州支店（福岡県大野城市）

### ② 子会社および関連会社

株式会社瑞花	本社（新潟県長岡市）、直営店（新潟県2店舗、東京都1店舗）
株式会社新潟味のれん本舗	本社（新潟県長岡市）、直営店（新潟県1店舗）
里山元気ファーム株式会社	本社（新潟県長岡市）、直営店（新潟県4店舗）
株式会社田辺菓子舗	本社（新潟県加茂市）
IWATSUKA USA Inc.	本社（米国 ワシントン州）
旺旺・ジャパン株式会社	本社（東京都文京区）

(注) IWATSUKA USA Inc.は、現在営業活動を休止しております。

**(7) 使用人の状況** (2023年3月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
854 (51) 名	△27 (△6) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
795 (27) 名	△29 (△1) 名	41.9歳	17.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2023年3月31日現在)

借入先	借入金
株式会社第四北越銀行	1,206百万円

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	23,980,000株
② 発行済株式の総数	5,995,000株
③ 株主数	5,679名
④ 大株主 (上位10位)	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
岩塚製菓共栄会	342,000	6.08
株式会社第四北越銀行	270,000	4.80
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	234,200	4.16
榎 政男	202,105	3.59
MIZUHO SECURITIES ASIA LIMITED-CLIENT A/C	197,100	3.50
榎 キク	162,619	2.89
株式会社日本カストディ銀行	153,700	2.73
平石恵子	153,390	2.73
第四ジェーシービーカード株式会社	130,000	2.31
第四北越証券株式会社	130,000	2.31

(注) 1. 当社は、自己株式を368,484株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	榎 春夫	株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 IWATSUKA USA Inc.CEO 旺旺・ジャパン株式会社取締役 Want Want China Holdings Limited非執行董事 株式会社エム・アイ・ピー社外監査役
専務取締役	榎 大介	当社経営管理本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 旺旺・ジャパン株式会社取締役
常務取締役	星野 忠彦	当社製造本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社監査役
常務取締役	阿部 雅栄	当社マーケティング本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 旺旺・ジャパン株式会社代表取締役社長
取締役	小林 晴仁	当社購買部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員・常勤)	石川 豊	株式会社瑞花監査役 株式会社新潟味のれん本舗監査役 里山元気ファーム株式会社監査役 株式会社田辺菓子舗監査役
取締役 (監査等委員)	佐野榮日出	税理士
取締役 (監査等委員)	深井 一男	税理士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）石川豊氏、佐野榮日出氏および深井一男氏は、社外取締役であります。なお、当社は、社外取締役（監査等委員）上記3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）石川豊氏は、金融機関に長く在籍した経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）佐野榮日出氏は、税理士の資格を有しており、監査役経験も豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）深井一男氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するために、石川豊氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は経営の監督体制および業務執行体制の強化のため執行役員制度を導入しております。  
現任の執行役員は次のとおりであります。（2023年3月31日現在）

氏名	担当
浅川 慎一	執行役員 マーケティング副本部長
下田 篤志	執行役員 事業戦略部長
青山 英之	執行役員 マーケティング副本部長
大川 利夫	執行役員 技術部長
山家 晃	執行役員 内部監査室長
若月 一彦	執行役員 製造副本部長
竹部 雅伸	執行役員 経営管理部長
岡森 士朗	執行役員 人事部長

なお、下田篤志氏は、2023年4月1日付で、里山元気ファーム株式会社代表取締役社長に就任いたしました。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員および連結子会社・関連会社の取締役、監査役であり、保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約により、被保険者が職務執行に関して法的に負担すべき損害賠償金および訴訟費用等が填補され、被保険者の職務執行について当社が責任を負うことになります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、いわゆる悪意・重過失など不適正な職務執行と認められる場合には填補の対象としないこととしております。

## ④ 取締役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	
		月次報酬	株式給付信託(BBT) 退職時給付	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9,994万円 (-)	9,994万円 (-)	- (-)	5名 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	1,200万円 (1,200万円)	1,200万円 (1,200万円)	- (-)	3名 (3名)
合 計 （うち社外取締役）	11,194万円 (1,200万円)	11,194万円 (1,200万円)	- (-)	8名 (3名)

(注) 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

### ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2011年6月28日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止しておりますが、第58回定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役および監査役に対しては制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。なお、当事業年度において支払った役員退職慰労金はありません。

### ハ. 業績連動報酬等に関する事項

当社においては、業績連動報酬として業績連動型株式報酬（株式給付信託(BBT)）を制定しております。これは、連結営業利益を指標とし、毎年度の計画の達成度に応じて支給するもので、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

支給内容としては、毎年1回のポイント付与日(7/1)に受給予定者（監査等委員を除く取締役）にポイントを付与、在任期間中は積み立てることとし、退任時に一括支給するものであります。ポイントの算定方法は、役員別ポイントと業績連動計数を乗じて算出し、1ポイントは当社株式1株としております。

## 二. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬としては、定期的な報酬の定めはありませんが、上記の業績連動型株式報酬が該当いたします。

### ホ. 取締役報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2015年6月25日開催の第62回定時株主総会において、取締役の報酬限度額について決議を得ており、取締役（監査等委員を除く）については年額2億円以内（ただし使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役については年額20百万円以内、として承認されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、監査等委員は3名）であります。

また、2016年6月27日開催の第63回定時株主総会において、業績連動型株式報酬に関連して金銭報酬とは別枠で決議を得ており、取締役（監査等委員を除く）について、5事業年度ごとの対象期間の信託拠出金額の上限を100百万円、1事業年度の付与ポイント数の合計は5,000ポイント（当社普通株式5,000株相当）を上限とする、として承認されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数（監査等委員を除く）は、7名であります。

### ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

個人別報酬の種類とその金額および算定方法としては、金銭による固定報酬を基本とし、役位間、従業員とのバランス等に配慮した役員報酬基準を別に定めて運用しており、係る基準に従って取締役就任年数、業績実績等を勘案のうえ加減できるものとしております。また、業績連動報酬として、上記の業績連動型株式報酬を制定しております。

支給時期および条件としては、金銭による固定報酬については、毎年一定の月額を定め、株主総会終了の翌月(7月)から毎月の従業員給与支給日と同日に支給しております。業績連動型株式報酬の支給方法については上記に記載のとおりです。

個人別報酬の決定の方法については、役員報酬基準に基づき代表取締役等の執行側で個人別固定報酬の案を策定し、指名報酬諮問委員会において審議し取締役会に答申、取締役会において決定することとしております。また、代表取締役に再一任する旨を決定する場合は、上記答申を尊重のうえ公平公正性・透明性を確保していること等の開示が必要であることに留意することとしております。

### ト. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役の個人別報酬について、株主総会終了後の取締役会で代表取締役社長榎春夫に再一任する旨の決議を行い決定しております。係る委任理由としては、代表取締役が業績等を勘案して各取締役の執行状況等について一定の評価を行っていること、その上で個々の報酬案を策定し自身を含む指名報酬諮問委員会において審議し取締役会に答申していること、さらに決定にあたっては答申内容を尊重することとしており公正性・透明性が保たれていると判断できること等によるものであります。

なお、指名報酬諮問委員会においては、役位間・従業員・同業他社等とのバランス、業績との整合性、役員報酬基準との整合性（整合しない場合の合理的根拠）等を考慮し、一定の評価を行って答申しているものであり、独立性・客観性は確保されているものと考えております。

### チ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。



## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）石川豊氏は、当社100%子会社4社の監査役であります。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・当社においては、取締役選任に関する基本方針のなかで、社外取締役が果たすことが期待される役割について、出身分野における専門的な知識と経験を活かし中立的・客観的な判断力をもって取締役会に対する確かな助言・提言を行うこと、と明記しております。
- ・取締役会および監査等委員会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

		出席状況、発言状況および職務の概要
取締役（監査等委員）	石川 豊	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に金融機関における豊富な経験を生かした見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。 以上、社外取締役に期待される役割について、その職務を果たしていると考えております。
取締役（監査等委員）	佐野榮日出	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に税理士として専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。 以上、社外取締役に期待される役割について、その職務を果たしていると考えております。
取締役（監査等委員）	深井 一男	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に税理士として専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。 以上、社外取締役に期待される役割について、その職務を果たしていると考えております。

## (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任大有監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	3,200万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	3,200万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役が法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規定の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図る。

内部監査室員はコンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については社長および監査等委員会に報告する。

##### ② 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務執行に係る重要文書、その他の情報については、文書管理規程に基づき、保存・管理を行い、取締役および執行役員が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

##### ③ 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理マニュアルも合わせて整備する。

##### ④ 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じてこれを開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。

また、効率的な業務執行を行うため執行役員制度を導入するとともに、担当取締役・執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務の遂行状況を取締役会または役員会において定期的に報告し、施策・業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

##### ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社管理規程および関連会社管理規程に基づき、上記①から④のとおり、主要な子会社および関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。

また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。

内部監査室員は当社およびグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長および監査等委員会ならびにグループ会社社長に報告する。

なお、子会社は、当社の子会社管理規程に従い、同社の株主総会および取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社に報告する。

## ⑥ 監査等委員会の職務の執行を確保するための体制および方針

### イ. 監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人（以下、補助使用人等という）を置く体制と補助使用人等の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の補助使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。

また、内部監査室員は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。

### ロ. 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社および当社子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに当社の監査等委員会に報告する。

### ハ. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

執行役員・使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことができないように公益通報者保護法に基づく外部の相談連絡窓口を設置する。

## 二. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要なでない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

### ホ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役会および業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができる。

また、監査等委員会による取締役（監査等委員である取締役を除く）および重要な使用人から、個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室および監査法人との定期的な意見交換を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社においては、前記基本方針に掲げた体制を整備のうえ、以下の具体的な取組みを行っております。

### ① 取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念や行動規範等に基づき、公平公正な透明性の確保に努めており、コンプライアンス・リスク管理委員会において的確・迅速に対応できるよう、法令等遵守体制の整備を図っております。

法令遵守について、非通例取引、反社対応やインサイダー取引管理等の規定化、監督者研修やメディアトレーニング等による社員教育、公益通報者保護法に対応した外部を含む複数の内部通報窓口の設置などの、体制整備に努めております。

また、内部監査室が年度内に全部署を監査、コンプライアンス対応について重点監査項目の一つとしており、監査結果および留意すべき事項について社長、役員会、監査等委員会に報告しております。また、必要に応じ特定事項の調査・検証を行っているほか、内部監査室長が取締役にオブザーバー出席し情報を共有することで、モニタリング体制の強化を図っております。

なお、取締役が関与すべき事案については、取締役会および役員会において審議し検討しておりますが、取締役会においては監査等委員が社外取締役として意見表明し決議に参加しているほか、役員会には執行役員が加わり十分に協議する体制をとっております。

### ② 取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る文書は、文書管理規程等を整備のうえ

適切に作成・保存・備置しており、電磁的媒体においても管理しております。

また、情報セキュリティについて、適時に対応ソフトを更新し強化を図っており、サイバー攻撃やウイルス感染に対し繰り返し注意喚起、ログインパスワードの厳格化を進めるなど、グループ全体での内部統制強化と周知徹底に努めております。個人情報においては、個人情報保護規程等を整備のうえ厳格に取扱っているほか、開示情報に関しては、内部情報および内部者取引管理規程によりFDルールに則った適時適切な開示に努めております。

なお、IT全般統制規程に基づく情報システム部のモニタリング、内部監査室の監査等により問題点の発見・改善に努めており、必要に応じ役員会等に報告しております。

### ③ 当社および当社グループ会社の損失の危険に関する規程その他の体制

リスクを網羅的に捉えマネジメントすることは、リスク管理だけでなく業務の効率化にもつながる重要な管理手法であり、全社的リスクマネジメント規程を整備のうえ運用強化を図っております。経営企画室において、影響度と発生可能性をベースにリスクを識別・評価し、リスク対応の優先順位付けを行い取締役会に報告するとともに、有価証券報告書に事業のリスクとして示しております。リスクの顕在化に対してはコンプライアンス・リスク管理理委員会において的確・迅速に対応する体制とし、新型コロナウイルス感染症に際してはワクチンの職域接種など環境変化に合わせて対策を講じております。

また、食品メーカーとして、監視カメラ増設などフードディフェンス面の強化、重大苦情・事故対応マニュアルの整備、新工場における衛生管理設計の横展開など、食品製造におけるリスクを徹底して軽減し、安全・安心な商品の提供に努めております。

なお、BCPについては、地震に水害と感染症を加えた後、更に火災を含め順次改訂を図っており、避難訓練の頻度を高め火災事故への備えを強化しております。また、後継計画については、コーポレートガバナンス・コードへの対応の中で方針等を整備しております。

### ④ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営理念を基本指針としてコーポレートガバナンス・ポリシーを定めており、持続的成長と経営の透明性に努め、効率性と健全性のバランスに配慮しております。コーポレートガバナンス・コードの改訂に合わせ、経営戦略や資源配分等に関連して「サステナビリティ基本方針」「人事基本方針」等を制定しましたが、今後、サステナビリティ委員会の活動等を通じて、実務的に実効性を高めていく必要があると考えております。

また、職務分掌に応じた決裁権限に基づき業務執行を行っており、執行役員に対する権限委譲や常勤取締役執行役員を加えた役員会における意思決定を図るよう進めております。併せて、経営計画やその実行戦略等について、役員会メンバーによる週次でのミーティング機会を設け経営事案の共有を図っております。効率性の点では、



稟議決裁をはじめ業務のペーパーレス化を進めているほか、商品の絞込み、効率化設備投資などにより、人員の余裕が図られ、生産性向上に繋がってきております。

なお、取締役会の実効性について社内アンケート調査により評価を行い検証、その中での意見を反映し改善する等、引き続き取締役会全体の機能の向上に努めております。

### ⑤ 当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

経営理念や行動規範はグループ一体であり、子会社に対しては子会社管理規程等に基づき運営、各種管理規程等は子会社で準用しております。内部統制については、内部統制規程と財務報告に係る内部統制規程とに分けて規定化し、グループ全体で運用強化を図っております。

また、子会社取締役会は当社の常勤取締役に加え所轄部署である事業戦略部長および内部監査室長がオブザーバー出席のうえ月次で開催、業績や今後の取組み等について報告を受け議論し子会社業務の見直し等を決定しております。新長岡工場において子会社向け生産を集約し効率化を図るなど、グループ会社一体での持続的成長を目指しております。

なお、内部監査室が当社組織と同様の内容で子会社を監査しているほか、監査等委員の往査も行われております。毎月の経営会議には子会社社長も出席しており、内部統制運営委員会には子会社担当者も参加、内部通報窓口は子会社従業員にも周知しております。

### ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査等委員が主に実務を担っておりますが、情報収集等は支障なく行われており、監査等委員会において非常勤監査等委員との情報共有が図られております。取締役会等の重要会議において必要な報告を行っており、代表取締役との意見交換会や業務監査等を通じて各取締役と監査等委員との忌憚のない意見交換の場を設けております。

内部通報システムにおいては、監査等委員会を内部窓口の一つとして情報が適時に報告される体制を整備しており、内部通報に関する協定書を労働組合と締結のうえ、子会社役職員を含め通達により繰り返し周知しております。

また、監査活動に必要な費用については監査等委員会監査等基準に定めており、研修費を含め支障なく運用しております。

なお、監査等委員は内部監査に同道する形で分担して往査を実施しているほか、内部監査室とは監査計画・監査報告等において連携を密にしております。また、監査法人とは四半期レビュー結果報告時などKAMの協議を含め定期的に意見交換しており、内部監査室を交えた三様監査形態による情報共有も定着してきております。

## 4 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容についての概要は以下のとおりであります。

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらすために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

### (2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みについて

当社は、日本の伝統ある食文化を世界に広め、人々に喜びと豊かさを提供することが使命であると考え、かかる使命の追求を通じた企業価値の向上を目指しております。

当社は、中期経営計画「プライド・BEIKA プラン」(第67期～第69期)により、機構改革を進めながら経営基盤の強化を図り、岩塚グループ固有の戦略的ポジションの確保に取り組んでまいりました。

昨年度、この中期経営計画を持続的なものにする新たな中期経営計画「新しい岩塚価値の創造～Create New Iwatsuka Value～」(第70期～第72期)を策定しました。第70期から第72期までの3年間を対象とするこの中期経営計画は、①成長戦略として、A. 既存ブランドの収益強化、B. 新機軸商品の強化、C. 「岩塚」ブランドの再定義、D. グループシナジーの発揮。②構造改革として、E. 生産性の追求。③持続経営として、F. 経営基盤の強化。といった3つの考えの下、企業価値の向上を目指すこととしております。この中期経営計画を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。



### (3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、(1)で述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断していただくための時間、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案させていただくための情報を収集する時間の確保が必要であります。また、不当な条件による買付けについては、当社取締役会が株主の皆様のために交渉を行うことを可能にすること等が必要になってまいります。このような状況を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みとして、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」という）を導入いたしております。

#### ① 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます）に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆様へ当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手順を定めています。

#### ② 新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手順に従うことなく大規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

#### ③ 当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、または本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手順の過程については、株主の皆様へ適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本対応方針の更新当初の独立委員会は、当社社外監査等委員1名および社外の有識者2名により構成されております。

#### ④ 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

### (4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

#### ① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

#### ② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもっていること

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断すること、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもっているものです。

#### ③ 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、第69回定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本対応方針を更新しております。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととしております。

さらに、本対応方針の有効期間は、2025年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

#### ④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に関する実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置し、同委員会は、当社社外監査等委員1名および社外の有識者2名により構成されております。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の観点から、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、当社取締役会へ勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、かかる割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従います）。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要について株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### ⑤ 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

#### ⑥ 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

#### ⑦ デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株式等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

---

（注）本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>11,598,992</b>
現金及び預金	4,540,722
受取手形及び売掛金	4,752,587
商品及び製品	517,175
仕掛品	124,230
原材料及び貯蔵品	1,402,431
前払費用	57,738
その他	236,686
貸倒引当金	△32,580
<b>固定資産</b>	<b>71,956,507</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>14,035,081</b>
建物及び構築物	7,997,600
機械装置及び運搬具	4,864,269
土地	755,245
リース資産	45,411
建設仮勘定	269,713
その他	102,840
<b>無形固定資産</b>	<b>110,102</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>57,811,323</b>
投資有価証券	56,407,429
長期貸付金	1,079,016
従業員に対する長期貸付金	1,882
長期前払費用	70,637
繰延税金資産	56,272
その他	229,083
貸倒引当金	△32,997
<b>資産合計</b>	<b>83,555,499</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>4,911,590</b>
買掛金	990,606
1年内返済予定の長期借入金	400,800
未払費用	570,808
未払法人税等	869,470
未払消費税等	28,677
賞与引当金	455,692
その他	1,595,534
<b>固定負債</b>	<b>16,582,112</b>
長期借入金	806,000
退職給付に係る負債	1,218,062
役員株式給付引当金	20,117
役員退職慰労引当金	5,285
繰延税金負債	14,220,004
その他	312,642
<b>負債合計</b>	<b>21,493,703</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>24,042,238</b>
資本金	1,634,750
資本剰余金	1,859,250
利益剰余金	21,612,920
自己株式	△1,064,682
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>38,019,558</b>
その他有価証券評価差額金	38,002,555
退職給付に係る調整累計額	17,003
<b>純資産合計</b>	<b>62,061,796</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>83,555,499</b>

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位：千円)

科目	金額
売上高	20,386,268
売上原価	15,729,986
売上総利益	4,656,282
販売費及び一般管理費	4,869,846
営業損失	△213,564
営業外収益	5,694,801
受取利息	55,267
受取配当金	5,220,283
その他	419,250
営業外費用	26,384
支払利息	7,934
貸倒引当金繰入額	4,016
休止固定資産費用	11,380
その他	3,053
経常利益	5,454,852
特別利益	167,368
固定資産売却益	2,741
投資有価証券売却益	162,226
国庫補助金	2,400
特別損失	55,656
固定資産除却損	30,884
固定資産圧縮損	2,400
投資有価証券評価損	687
出資金売却損	15,684
減損損失	6,000
税金等調整前当期純利益	5,566,564
法人税、住民税及び事業税	1,695,348
法人税等調整額	△99,443
当期純利益	3,970,659
親会社株主に帰属する当期純利益	3,970,659

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,634,750	1,859,250	17,822,310	△1,064,577	20,251,733
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△180,049		△180,049
親会社株主に帰属する当期純利益			3,970,659		3,970,659
自己株式の取得				△105	△105
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	3,790,610	△105	3,790,504
当連結会計年度末残高	1,634,750	1,859,250	21,612,920	△1,064,682	24,042,238

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	49,445,508	△7,770	49,437,738	69,689,471
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△180,049
親会社株主に帰属する当期純利益				3,970,659
自己株式の取得				△105
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△11,442,953	24,773	△11,418,179	△11,418,179
当連結会計年度変動額合計	△11,442,953	24,773	△11,418,179	△7,627,674
当連結会計年度末残高	38,002,555	17,003	38,019,558	62,061,796

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>10,615,348</b>
現金及び預金	3,682,578
受取手形	1,203
売掛金	4,651,939
商品及び製品	503,598
仕掛品	124,140
原材料及び貯蔵品	1,393,827
前払費用	47,771
その他	340,333
貸倒引当金	△130,044
<b>固定資産</b>	<b>71,959,989</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>13,947,213</b>
建物	7,425,918
構築物	522,536
機械及び装置	4,853,245
車輛運搬具	8,338
工具、器具及び備品	86,157
土地	755,245
リース資産	26,059
建設仮勘定	269,713
<b>無形固定資産</b>	<b>87,132</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>57,925,643</b>
投資有価証券	56,407,429
関係会社株式	188,400
出資金	1,197
長期貸付金	1,079,016
従業員に対する長期貸付金	1,882
長期前払費用	69,324
差入保証金	73,423
その他	137,967
貸倒引当金	△32,997
<b>資産合計</b>	<b>82,575,337</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>4,788,570</b>
買掛金	973,282
1年内返済予定の長期借入金	400,800
リース債務	14,283
未払金	823,986
未払費用	557,312
返金負債	605,300
未払法人税等	858,392
未払消費税等	17,719
預り金	23,696
前受収益	335
賞与引当金	419,726
その他	93,735
<b>固定負債</b>	<b>16,498,388</b>
社債	100,000
長期借入金	806,000
長期預り保証金	102,070
リース債務	15,995
退職給付引当金	1,166,274
役員株式給付引当金	20,117
繰延税金負債	14,212,556
その他	75,374
<b>負債合計</b>	<b>21,286,959</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>23,285,823</b>
資本金	1,634,750
資本剰余金	1,859,250
資本準備金	1,859,250
<b>利益剰余金</b>	<b>20,856,505</b>
利益準備金	101,437
その他利益剰余金	20,755,067
別途積立金	16,842,000
繰越利益剰余金	3,913,067
<b>自己株式</b>	<b>△1,064,682</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>38,002,555</b>
その他有価証券評価差額金	38,002,555
<b>純資産合計</b>	<b>61,288,378</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>82,575,337</b>

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	19,266,415
売上原価	15,652,677
売上総利益	3,613,738
販売費及び一般管理費	3,872,907
営業損失	△259,169
営業外収益	5,684,787
受取利息	55,310
受取配当金	5,220,283
その他	409,193
営業外費用	51,016
支払利息	7,934
貸倒引当金繰入額	28,686
休止固定資産費用	11,380
その他	3,015
経常利益	5,374,601
特別利益	167,341
固定資産売却益	2,714
投資有価証券売却益	162,226
国庫補助金	2,400
特別損失	55,506
固定資産除却損	30,734
固定資産圧縮損	2,400
投資有価証券評価損	687
出資金売却損	15,684
減損損失	6,000
税引前当期純利益	5,486,436
法人税、住民税及び事業税	1,683,495
法人税等調整額	△109,568
当期純利益	3,912,509

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
				別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	16,082,000	940,607	17,124,045	△1,064,577	19,553,468
当期変動額									
剰余金の配当						△180,049	△180,049		△180,049
当期純利益						3,912,509	3,912,509		3,912,509
別途積立金の積立て					760,000	△760,000	-		-
自己株式の取得								△105	△105
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	760,000	2,972,460	3,732,460	△105	3,732,354
当期末残高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	16,842,000	3,913,067	20,856,505	△1,064,682	23,285,823

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	49,445,508	49,445,508	68,998,976
当期変動額			
剰余金の配当			△180,049
当期純利益			3,912,509
別途積立金の積立て			-
自己株式の取得			△105
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△11,442,953	△11,442,953	△11,442,953
当期変動額合計	△11,442,953	△11,442,953	△7,710,598
当期末残高	38,002,555	38,002,555	61,288,378

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

岩塚製菓株式会社  
取締役会 御中

有限責任大有監査法人  
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 武井 浩之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 甲谷 良太郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩塚製菓株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩塚製菓株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

岩塚製菓株式会社  
取締役会 御中

有限責任大有監査法人  
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 武井 浩之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 甲谷 良太郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩塚製菓株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候

があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証し意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会監査等基準に準拠し、当期監査方針、職務分担等に従い、内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会や役員会等の重要な会議における意思決定の過程およびその内容を確認し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な工場や営業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が各子会社の監査役としてその取締役会に出席し、取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、それぞれ往査を行い事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組み（いわゆる買収防衛策）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、監査結果や監査上の主要な検討事項および職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め等、意思疎通を図ってまいりました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って品質管理責任者を定め整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の結果を会計監査人評価調書にまとめたうえで、会計監査人監査の相当性について検討いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。  
なお、会社法に規定する監査等委員会の陳述権（取締役等の選任等・報酬等についての意見の陳述）に基づき審議した結果、いずれも特に非議すべき点はないと判断しております。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。内部統制システムに関する事業報告記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後も継続して体制強化に取り組み、環境変化に適切に対応していくことが重要であると考えております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている各取組み（会社法施行規則第118条第3号口）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果ならびに連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任大有監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

なお、当監査等委員会は、次期事業年度においても上記監査法人を会計監査人に再任することを決定しております。

2023年5月19日

岩塚製菓株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 石川 豊

監査等委員 佐野 榮日出

監査等委員 深井 一男

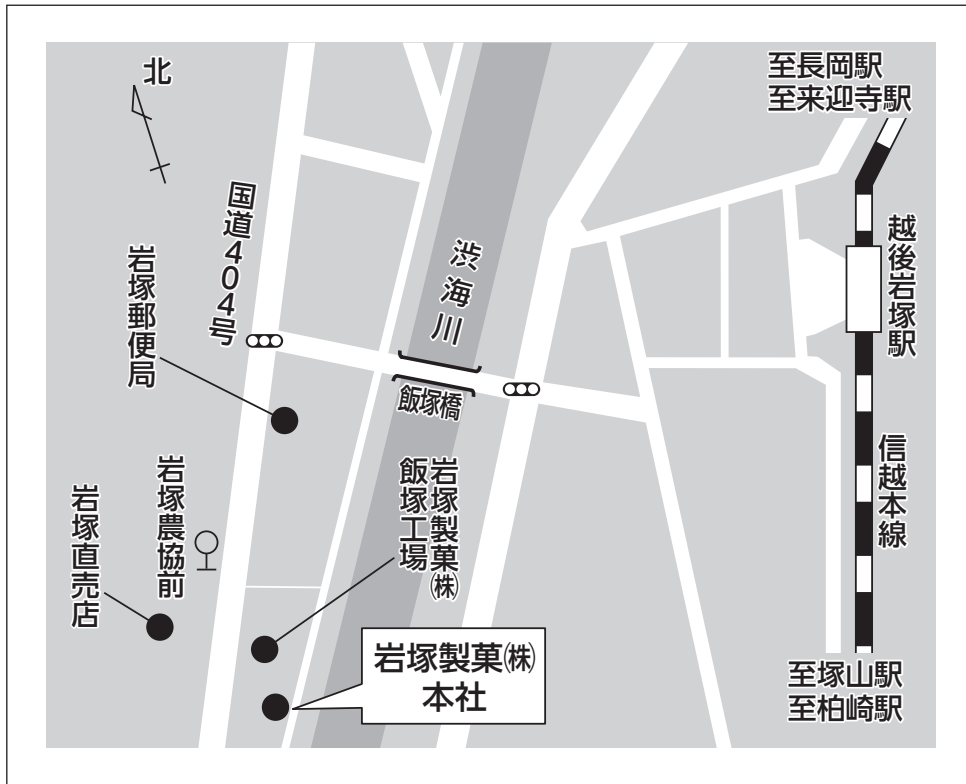
(注) 以上の監査等委員は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

会場

岩塚製菓株式会社 本社3階 コンベンションホール  
新潟県長岡市飯塚2958番地 TEL (0258) 92-4111



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。